

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第十四卷 第二號

昭和十年二月一日發行

論叢

第三史觀の概念……………文學博士 米田庄太郎
 地方間課税に於ける住所對財源……………法學博士 神戸正雄
 地方財政調整指數……………經濟學博士 汐見三郎

時論

増税は景氣の芽を摘むか……………文學博士 高田保馬
 貿易統制としての爲替清算制……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

フランスの獨立償還金庫に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
 貨幣自體の限界效用……………法學士 正井敬次

說苑

公債制度の社會的條件に就て……………經濟學士 島 恭彦
 小農經濟理論より見たる地代……………經濟學士 山岡亮一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

説苑

公債制度の社會的條件に就て

島 恭 彦

一、近代の公債の要素

公債制度は直接には一定の財政需要の充足方法に關する法規の體系であるが、其は他面社會の政治經濟生活と接觸する事によつて始めて成長し得るのである。従つて公債制度は其を取圍む社會的諸條件の理解によつて全體として認識する事が出来る。先づ從來の學者が近代の公債の要素として擧げる所のものを見れば。(1)其は國家の債務であつて、國家信用に基礎を置いてゐる。

(2)債權者は特定の身分や階級に限定されない、一般の國民である。

(3)其は繼續的國家歳入の上に統一的基礎を持つ故に、國家財政の有機的構成部分である。

(4)償還期限は長期に亙り、而も國家の欲する時に借替償還する事が出来る。

(5)特別の經濟的利益(高利子、富籤等)を與へず、政治的強制力を用ひずして、市場の普通の條件で起債出来る。(6)形式、條件が比較的統一されてゐるから、廣範圍に亙つて流通する。

右の如き諸要素が近代の公債の論理的結論であるのみならず、其歴史的結論である事を證明する爲に、我々は先づ公債制度の史的條件を問題にしなければならぬ。

二、公債制度の諸條件

公債の條件とは起債の原因である財政需要の種類や其の緊急の度合ではない、豫算の不均衡はこの場合當

然の前提である。

(1) 歳出入の不均衡論から云へば、戦争は臨時費の主要な原因であり、臨時費は公債の原因であると云ふ公式的結論に達するが、今斯様な議論を離れて戦争はあらゆる財政制度發展の動力であるから、財政制度の社會的認識より出發する財政學は根本的には「財政病理學」でなくてはならぬと云ふ見解がある。確かに戦争は封建的財政を信用經濟にまで驅る強力な契機であつたらう。併し財政の病的状態から生れたものは決して秩序ある公債制度でなく、反對に強制公債や不換紙幣の氾濫であつた。従つて國家財政を盲目的に借金經濟に陥れる戦争と、公債を整理統一して組織的の制度にまで發展させる社會的條件とは區別して考へねばならぬ。

(2) 公債制度は財政制度一般、特に租税制度が整備した後、始めて確立した事は歴史の教へる所である。

併し租税制度の發展が國家信用を昂め、起債を有利にする事實を認めると同時に、他面、累積した公債の

利拂と償還の爲に新しい租税が創設される事實をも認めねばならない。従つて租税も公債も結局、相互に他を前提してゐるので、何れが根本條件であるかを判断する事は困難であらう。更に專制政治の下に高利債と其を荷ふ不平等税が、民主政治の下に低利債と其を荷ふ進歩した租税制度が並立してゐるのを觀る時、公債の「財政的條件」を包攝するより高次の社會的條件に想到せざるを得ない。少くとも或論者の如く公債の「財政的條件」たる租税制度は其政治的條件たる民主政治から切離して論すべき獨立の契機ではない。

(3) 國家經濟の内で消費する財貨は結局國民經濟の内で生産された餘剰生産物であるから、生産力が或程度の發展を遂げて始めて公債が可能になる事は疑ひない。従つて國民經濟の發達から公債の成立を論ずる事は一般的には正しい事である。

併しディーチェルの様には、先づ意識的に貨幣を捨象して國民經濟の内部で有効に利用出来ない過剰生産物を國家經濟に移して更に大きな效用を實現する所に公

1) Goldschieb. Staat, öffentliche Haushalt und Gesellschaft. (H. b. der Finanzwissenschaft Bd. I S. 148)
 2) Eheberg, Finanzwissenschaft. (19. Aufl.) S. 549.
 3) Jéze, Cours élémentaire de Science des finances. p. 201.

債の根據を求めたり、財貨の生産過剰を貨幣資本の過剰と混同したりする事は、金融現象としての公債を殆んど無視してゐると言つてよい⁴⁾。貨幣を捨象する事も公債を國家的見地から見る場合には必要かも知れない。併し資本家は過剰生産物を直接に國家に貸附ける事は出来ないし、又其が國家經濟の内で如何なる效用を擧げてゐるかも問題ではない。加之貨幣資本の量と利子とは生産資本の量と利潤から一應獨立して運動してゐると考へるならば、デイーチェルの如く公債の條件に就て、一般的考察に止まつてゐる事は出来ない。茲に若し經濟的條件を更に限定して金融市場とするならば、問題は一層、具體的になるであらう。

(4)公債制度の地盤である國家信用は、國家の支拂意志と支拂能力に對する資本家の信頼である⁵⁾。併し國家信用を維持するものは、立憲民主的政治機構であつて單なる資本家の信頼ではない。近代國家以前に於てはかゝる信頼は政治家の道義心や財政技術家の個人的手腕に依存するに過ぎないが、民主政治によつて始めて

資本家の信頼は客觀性を持ち、國家の支拂意志も能力も確實になるのである。

以上、諸條件の吟味によつて、公債制度の條件とは結局從來學者が公債の史的前提として述べて來た所の「民主政治」及び「金融市場」の二つに該當するものである。たゞ私は第一節に述べた公債の諸要素との關聯に於て此等の條件を更に分析、整理し且つ展開して見たいと思ふのである。

三、政治的條件

公債制度は特定の政治形態の下で、特定の法的秩序としての形態を整へてゐるが、其は常に固定してゐるものでなくて、政治的潮流の交錯の中で、社會的欲求を反映しつゝ、不斷に變動してゐる。此の意味で政治の動態と靜態と考へるならば、特定の政治形態や公債制度も、其の時代の政治や公債政策の影響の下に、常に變動してゐる事が明かになるだらう。

近代國家は憲法に基く立憲的民衆國であり、民族的

4) Dietzel, System der Staatsanleihen. S. 224.

5) Ehrenberg, Das Zeitalter der Fuggar. I. S. 14.

に統一した國家である。かゝる性格を持つた近代國家は、公債制度の成育に必要な政治的地盤を提供した。

(註) 第一節に述べた近代的公債に於ける(一)債務者、(二)債権者の觀念はデモクラシーを(三)公債と歳入との關係は統一國家を、前提し、(四)長期債に之等諸條件の綜合から當然説明出来る、

一、立憲的民衆國 (1) 專制國家に於ては、支配者

の人格と國家とは密接に結合してゐるから、支配者の私債と公債との區別も亦、不明瞭であつた。支配者が支配者としての人格に於て公債を起す限り、多少の強制的要素を伴ふ事が當然である。従つて契約履行に於ける支配權の濫用を防止する爲に、抵當物件を設定したり、等族會議が債権者に保證を與へたり、恰も私債と同様な債權擔保の手段が用ひられた。¹⁾

十七・八世紀のデモクラシーは國家と支配者の人格、従つて國家財政と君主の私經濟を區別したが、茲に始めて公債の政治的條件が實現したのである。

嘗つて公債の抵當物件に充當された財源は今や國民の私有財産となり、國家の側には單に國民代表者の誠實な債務の履行意志のみが止る事となつて、國家信用

は全く物的基礎を離れる。²⁾

併し債権者の地位や公債の管理方法を憲法、其他の法律の成分とし、議會の監督下に置く事によつて、國家信用は完成に支配者の人格から獨立せる客觀性を持つ事となつた。

(2) 國家が公債取引に於て、政治的勢力の圈内にある特權團體や官吏に依存してゐる限り、其は國家信用の薄弱さを物語るに過ぎない。支配者の人格から公債を解放したデモクラシーは従つて又、特定の身分や階級からも公債を解放しなければならなかつた。封建國家の政治機構に寄生してゐる高利貸資本家に對する民衆の反抗は、十七・八世紀の革命となつて、決定的に政治的特權を排除してしまつた。

同時に議會政治は公債公開の原則を確立した。嘗て國家機構の内部や政治的勢力の圈内で秘密に取りされた公債は今や公開市場へ賣出される。其は云はゞ民衆の政治に對する批判であり、公募によつて實現した公債市價は民衆の公債政策に對する貨幣的評價である。³⁾

1) Cohn, System der Finanzwissenschaft. S. 707.
Landmann, Zur Entwicklungsgeschichte der Formen u. der Organisation des öffentlichen Kredits. (Finanzarchiv 1912) S. 26.

2) Dietzel, System der Staatsanleihen. S. 128 Jéze, Cours élémentaire. p. 208.

3) Jéze, Cours élémentaire. p. 312.

二、統一國家 中世に於ては、政治的權力の分裂

と同時に其分解の過程が進行してゐた。即ち一方では國王、領主、政府の行政各部が相互に獨立して別個の債務を結び、他方、債權者は債權擔保の手段として、租稅徵收權や土地、不動産の支配權を要求して、支配權の一部を不斷に獲得しつゝあつたのである。如斯、公債の形式が多様であるのみならず、特定の公債には特定の財源が充當されて、全く其間の統一を喪つてゐた。

近代の公債制度は繼續的な國家歳入の上に統一的基礎を置かねばならない。従つて従來個々の公債の擔保に充當された財源を中央國庫に集中して、利拂も此處で統一しなければならぬ。この所謂“Consolidation”

の要求は單なる財政技術の問題でなく、國家權力を統一し、財政制度を組織化した近代國家で始めて實行されたのである。同時に緊急の必要によつて發行された從來の強制公債や不換紙幣の不公平な負擔は集中的に租稅體系の導管を通じて、國民全體の上に比較的公平

公債制度の社會的條件に就て

に分配される事となつた。⁵⁾

最後に近代的公債の特徴である長期債は以上の諸條件の當然の歸結である。

(1) 國家と支配者の人格が分離して、國家信用が確立する事は様々な償還計畫に束縛されない、長期債成立の第一條件であり、

(2) 債權者が國家との政治的關係を斷つて、資本投資以外の何ものをも欲しない事は其第二の要件であり、

(3) 私法的な擔保制度を排除して、公債制度が國家の繼續的歳入の上に基礎付けられる事は其第三の條件である。

三、經濟的條件

デモクラシーの地盤である商工業の發達と資本の増殖は同時に金融市場の發生原因ともなつた。金融市場には豊富な流動資本と之を動員する金融機關が存在し又新しい資本主義的信用技術が不斷に生れて公債制度の運用を合理化するのである。この意味で一般に資本

4) Landmann, a. a. O. S. 33.

5) Cohn, a. a. O, S. 710.

主義經濟、特に金融市場は近代的公債の經濟的、技術的要素(五)起債形態及び其條件、(六)公債證書の流通、第一節参照)を規定する條件である。¹⁾

金融市場の中核は銀行と證券市場である。銀行は他の金融機關と合體して公債の起債市場を形成し、證券市場は既發公債の流動化を目的とする賣買市場を形成するから、兩者は統一して公債の技術的操作を圓滑にする²⁾と云へる。

一、銀行 中世には貨幣資本が局部的に偏在し、而も金融組織は完備してゐないから、公債を起す爲に様々な特權が債權者に讓渡され、應募を刺戟する爲に富籤的方法が用ひられた。斯様な事態から發生した高利貸資本と專制君主の政治的關係を斷つ事がデモクラシーの欲求であつたが、其は經濟的には次の如き方法を以て實現された。³⁾

(1)引受募集——銀行が公債を繼續的に所有してゐる限り、公債取引の危險は全部銀行が負擔して、國家と運命を共にしなければならぬ。然るに債券を一度銀

行が引受けると同時に之を賣出す引受募集の技術によつて、國家の債務は分割されて無數の資本家の手に入るのである。銀行はこの場合、最早專制君主の財政代理人でなく、公債取引の單なる仲介人として發行手数料を收めるのみである。

(2)株式銀行——中世の高利貸資本の營んだ金融業は家族關係を以て統一され、家長は營業全體を統率してゐた。株式銀行の發達は彼等の封建君主に對する勢力を驅逐したのであるが更に預金業務の發達と銀行間に結成された引受シンゲケートによつて株式銀行は起債業務に確固不動の地位を獲得したのである。

(註)公債を株式に轉化して政府貸上の度毎に、銀行が増資する方法は一種の過渡的形態とも云はれる。

最後に銀行と專制君主の政治的關係の消滅の結果、銀行の獨立性が確保されて、公債と通貨は明確に分離し、政府紙幣は流通過程から全く排除された。

二、證券市場 銀行が引受募集の方法を以て、公債取引に附着してゐる政治的色彩を抹殺すると同時に、證券市場は公債制度を純粹な資本主義的制度にま

1) Adams, Public debts p. 8.

2) Cohn, a. a. O. S. 790.

3) Landmann, a. a. O. S. 61.

Philippovich, Die Bank von England in dienste der Finanzverwaltung des Staates. S. 9.

で發展させる。資本家は證券市場で公債を賣却して貸附資本を回収し、時にはこの取引を通じて彼の資本を増殖する事も出来る。⁴⁾ 公債は流通過程から貨幣を取去らぬと云ふ、重商主義的樂觀説はこゝに至つて現實性を帯びて来る。さて、公債の流通を圓滑にする證券市場は公債制度に次の様な影響を與へるのである。

(1) 公債市價の成立——あらゆる資本を其收益に應じて平等に評價する結果、證券市場に成立した平均利率率を通じて、公債は有價證券の集團の有機的構成部分となつた。⁵⁾ 従つて金利の高低に應じて、公債を中心に資金の一群は集散し、公債市價は需給状態を正確に反映する。公債は以前の様に市場から遊離してゐないで、資本主義經濟動態の波に身を以て参加するのである。

(2) 公債形式の統一——中世の公債には政治的、經濟的利益が附隨して、其形式は亂雜を極め、賣買も圓滑に行はれなかつたから、公債は投機の目的になつてゐた。公債形式を統一して、出来る限り市場に於ける信用技術の要請に合致させる事(例、評價發行法)は公債

の廣大な市場を開拓する結果となつた。

(3) 長期債の成立——近代的公債の特徴は長期債の設定にあるが、資本家は貸附資本の固定を恐れるから、公債證書は市場で容易に賣買され、貨幣はすべての方
向に流動しなければならぬ。故に證券市場は長期債の必然的條件である。⁶⁾

(4) 身分的、人格的要素の消滅——貨幣經濟の未だ發達しない時代では、公債は封建的契約と混合してゐた。⁷⁾ 例之、債務者たる封建領主が債權者に擔保として封土を與へ、又交付公債を以て君臣關係を維持するが如きである。然るに證券市場の出現によつて、身分關係と密接に結合してゐた債權が先づ貨幣價値に還元され、最後に身分關係自體が消滅したのである。同様の理由で流通性にとほしい記名公債は無記名公債に、終身年金は永遠公債に發展した。⁸⁾

四、兩條件の關係

以上、近代的公債の要素の中、主として政治的條件

4) Adam Smith, Wealth of Nations. Vol. II p. 366.

5) Jéze, Cours. élémentaire. p. 310.

6) Dietzel a. a. O. S. 118.

7) Landmann. a. a. O. S. 31.

8) A. Smith, ibid p. 464.

によつて規定されるものと經濟的條件によつて規定されるものを區別して論じたけれども、其は寧ろ形式的な取扱ひ方である。兩條件は何れも社會經濟の異なる表現形態に過ぎない¹⁾。成程、政治は常に公債政策を誘導する積極的要因であるけれども、其は與へられた社會經濟發展の軌道の上で可能になるのである。

例へば議會政治が樹立した所の公債公開の原則は若し金融市場が発達してゐなければ、有名無實の結果に了つたであらう。爲替市場が常に專制國家の貨幣改鑄を感知して、專制政治を制肘した様に、證券市場は公債市價の中に政治に對する評價をも織込んで、專制的公債政策の缺患を指適する。專制政治は其故に常に市場から遊離して、經濟的な無力を暴露する。

(註)「爲替相場は世界のすべての貨幣を比較して其を正しい價値に置く事を銀行家に教へた。貨幣の品位はもはや秘密ではあり得ぬ。……ローマ皇帝の様に、金を弱めず、銀を弱めるならば、直に金は消滅して、彼はその悪い銀に限られるだらう。爲替相場は大きな權力行爲を、少くとも大

は權力行爲の成功を除いた。

(モンテスキュー「法の精神」二三編第十四章)

同時に公債技術に關する問題の裏にも常に政治問題が潜在してゐる事を見落してはならぬ。公債利子の低下は金融市場に於ける金利下降の傾向に歩調を合はせる低利借替の結果であるが、高利貸資本家に對する民衆の反抗や、高利債に對する民主々義者の反對がこの趨勢を促進した事も認めねばならぬ。

以上の點からして、銀行や證券市場は他の社會的條件と切離して扱ふべき公債の單なる技術的條件ではない。蓋し金融市場自體が資本主義社會の集約的な表現であると同時に、前述の如く、社會機構の變革の根底をなしてゐるからだ。

結 論

公債制度其自體は一個の法律秩序である。故に公債の形式條件及び管理方法に關する法規の一體を分析し、

1) Adams Public debts. p. 9.

其發展を敘述する事も出来るし、(Heckel)又國家信用が國家に特有な豫算制度と租稅徵收權に基く點に、私債と全く異つた公債獨特の秩序と性格を認める事も出来る。(Zell)次に又公債制度は組織的な金融手段である。故に公債を金融問題として取扱ひ、又經濟現象としての公債の性質を力説する事も出来る。(Diemel)併し又公債制度は國家機構の一部分であつて國家の成長と變動、即ち其の動的な政治生活の中に不斷に新たな形態を展開してゐるのである。其故に國家の對外的政治行動(戰爭)や國內の政治鬭争の中に公債政策の成立を見て、其が公債制度に及ぼす影響を重要視する事が出来る。(Goldschmid)公債制度の理解に於て、第一の法律的見地にのみ止まつてゐる事の出来ないのは當然であつて、この意味で政治的、經濟的見地の要求せられる所以である。

この三つの立場を矛盾なく統一する事が出来るか否かは問題であらうけれども、政治的、經濟的見地を考

慮に入れる限り最早、公債制度は現實の社會生活から遊離した空虛な法規の堆積ではなくて、特に資本主義社會の經濟生活と生き／＼した接觸を保つ事によつて、不斷の發展を遂げつゝある機能的存在である。

又私は右の立場に關聯して、政治的、經濟的條件の發展の中に公債の歴史的性質を認識しやうと努めたのである。而も其は同時に近代的公債の理論的性質であるから、其條件自體が不純な分子を含まぬ事(例、典型的な民主的租稅國家、單純な仲介業務を營む銀行)と、各條件の間に統一がある事(例、銀行と證券市場の統一的活動)が必要である。斯様な條件は各國の自由主義經濟時代に於て實現され然る後公債制度が成立したのであるが現在も尙、是等の諸條件の質的變化と統一性の破綻の中に、新しい現實の公債問題が生れて來る。